

放送大学学園顧問規程

平成15年10月1日
放送大学学園規程第1号

改正 平成19年3月30日、平成21年3月31日

(目的)

第1条 この規程は、放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則（平成15年放送大学学園規則第3号）第6条第2項に基づき、放送大学学園（以下「学園」という。）の顧問について必要な事項を定めることを目的とする。

(顧問)

第2条 学園に顧問若干人を置くことができるものとする。

2 顧問は、学園の業務の運営に必要な学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

(職務)

第3条 顧問は、学園の業務の運営に関する事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べ、又は助言を行う。

(身分等)

第4条 顧問は非常勤とし、無報酬とする。

(任期)

第5条 顧問の任期は、その発令の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任されることができる。

(庶務)

第6条 顧問に関する庶務は、総務部総務課において処理するものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、顧問の運用に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。